

世界自然遺産としての価値とコミュニティにとっての価値の不一致 —白神山地を事例に—

Disagreement between values as World Natural Heritage and ones for local community
～ A case study in Shirakami-Sanchi World Heritage Area ～

外崎 杏由子
TONOSAKI Ayuko

1. はじめに

(1) 背景と目的

世界遺産ではコミュニティが遺産に積極的・主体的姿勢であることが理想とされ、世界遺産条約でもコミュニティが果たす役割に期待が集まっている¹。そんな中、コミュニティが遺産に対し消極的な遺産地域も存在している。白神山地では、昨年、弘前市において白神山地に関する高校生ディベート²が行われたが、白神山地での学びや体験が少ないこと、白神山地を身近に感じられないといった、世界遺産地域であるにも関わらず、世界遺産とコミュニティとの間に意識や価値観の乖離が見られた。

白神山地は秋田県の北部から青森県の日本海側にまたがる約 13 万ヘクタールの地域を指し²、そのうち 16,971 ヘクタールのブナ林が世界遺産に登録されている。本論文では、白神山地を事例として、世界遺産としての自然的価値と、白神山地が有している自然的価値・文化的価値との間に不一致が生じた原因を考察し、コミュニティにとっての白神山地の価値を今後の保護管理体制に取り込むためにはどうすればよいかを提案する。なお、コミュニティという言葉には、世界遺産地域の周辺にすむ地域住民以外に、白神山地の保護に関わる自然保護団体なども含まれるが、本論文では、コミュニティを地域住民と定義し、白神山地の保護に関わる自然保護団体などはステークホルダーとして区別した。白神山地は本来、約 13 万ヘクタールに及ぶ広大な地域を指しており、現在の世界遺産地域をコアとした環白神地域の市町村をコミュニティの範囲とした。

(2) 方法

本論文ではこれまで発表された文献の主要なものを網羅し、さらに、白神山地に関連するシンポ

ジウムやサミットの議事録を調査の対象とした。また、白神山地に関連する各主体の活動についてはホームページを適宜参照した。

(3) 構成

まず、第 1 章では世界遺産条約とその制度の成り立ちに依拠し、条約上の世界遺産という概念とその目指す理想の変遷を辿り、現在の世界遺産が目指すモデルを示した。また、コミュニティの参加した協働型自然保護体制について解説した。第 2 章では白神山地が世界遺産リストに登録された当時の経緯と条約上の到達地点をおさえながら、白神山地の歴史と現在までの保護と活用の状況をまとめた。そして第 3 章では、白神山地の価値について世界遺産条約、自然科学、文化・歴史の各方面から検討し、白神山地において、それらの価値がどのように認識され、保全、伝達が行われているのかを考察した。最後に第 4 章では、第 3 章で確認された白神山地の価値の認識と保全、伝達における問題点について分析し、白神山地がコミュニティ主体の持続可能な世界遺産の運用に近づくために必要な視点についてまとめた。

2. 世界遺産と自然的価値を保護する制度

自然遺産には動物、植物、生物多様性、地質といった自然的価値に加えて、里山、狩猟、信仰などの文化的価値の両方が存在する。しかし世界遺産条約では、作業指針に定められている 4 つの登録基準 (Criteria) に基づき顕著な普遍的価値を有するもののみを自然遺産として世界遺産リストに記載することとなっている。そのため、しばしば世界遺産リストに記載される際に認められた自然的価値と、本来その地域が有していた自然的価値および文化的価値、すなわちユネスコや国が評価する価値とコミュニティが認める価値の間に乖離が生じることがある。

(1) 世界遺産条約

世界遺産は自然と文化の両方を同じ条約上で扱おうとする画期的な条約となった。しかし、現実には文化遺産と自然遺産の登録基準を統合することは難しい。その後、文化的景観などの文化面における自然の価値を評価する概念もあらわれたが、自然遺産における文化的価値の保全まで覆いさきた制度とはいえない。現在は世界遺産の保全においてコミュニティの果たす役割に期待が集まっている。

(2) 自然保護におけるコミュニティとの協働体制

自然保護におけるコミュニティとの協働体制を築くことができる制度として、人間と生物圏(MAB)計画における生物圏保存地域(通称、ユネスコエコパーク)がある。ユネスコエコパークの場合、自然保護と同時に人間との共生を目指しているため、コアエリア、バッファゾーンの外側に持続可能な人間活動と自然保護を両立させるトランジションエリアを持ち、自然との共生的保護を目指す(図1)³。人間との共生という点で、ユネスコエコパークは文化や歴史といった人間生活に深く関わる部分を取り込むことができているといえよう。

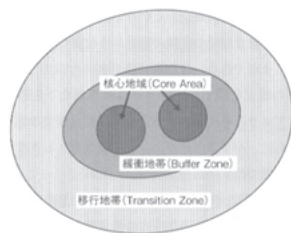


図1 MAB計画のゾーニング

(3) 国内の自然的価値を保護する制度

国内の自然保護体制としては、国立公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域がその主なものとしてあげられ、景観の保護と国民の休養などでの利用が考えられているのは国立公園のみで、自然環境保全地域と森林生態系保護地域は厳格な自然の保護を最優先に考える地域となっている。自然的価値を保護する制度において、人による利用を極力排除し、自然保護のみを厳格に進めるのか、文化的な面や人間との関わりまで総合的に扱うのかは制度によって異なる。

3. 白神山地の歴史と現状

(1) 世界遺産登録の経緯と登録後の白神山地

白神山地は地元で“ただの山”と呼ばれていたものが、1980年代の春秋林道問題を通して全国的な自然保護運動の中心地となった(表1)。林道を中止に追い込んだのち、1993年に世界遺産登録を果たし

て自然保護の成功モデルとして捉えられるようになった。歴史をたどると、開発から保護へと百八十度の転換を迫られた白神山地は世界遺産登録20年が経過してやっと管理計画の改訂や科学委員会の設置が行われ、世界遺産の管理体制を構築できるようになった。その一方で、コミュニティが中心となる世界遺産管理の理想や、綾や赤谷の例のような協働、地域発信型の取り組みといった体制の構築は進んでいない。白神山地の自然保護は厳格に行われ、世界遺産委員会やIUCNからの評価は良好である^{注2}。一方、厳格な保護を発端とする入山規制論争は、世界遺産登録後10年近くにわたって続き、地元の人々が白神山地に積極的に関わる機会を遠ざけたという側面がある。

(2) 管理体制と調査研究利活用の現状

2010年に科学委員会が設置されたことから世界遺産の管理体制や科学面での基盤の構築は進んでいる。さらに環白神エコツーリズム推進協議会が発足したことでエコツーリズムでの環白神体制の構築に期待がされる。また、モニタリングでは地域住民の協力があつたため、現在のモニタリング計画の策定にもつながった。しかし、管理計画は20年間見直されることがなく、白神山地の入山者・観光客も減少の一途をたどっている。現状では、コミュニティの白神山地への関わりは大きくないということが結論づけられる。

4. 白神山地の価値

(1) 狭められた価値と価値の不一致

白神山地の価値は、世界遺産登録されたブナや生態系、原生性だけに限らず、それ以外にも自然的価値、文化的歴史的価値など多岐にわたる(図2)。しかし、白神山地では世界遺産登録によって世界遺産を中心とした価値に視点が集中し(図2、世界遺産的価値への集中)、世界遺産として認められた価値ばかりが注目されることとなった。

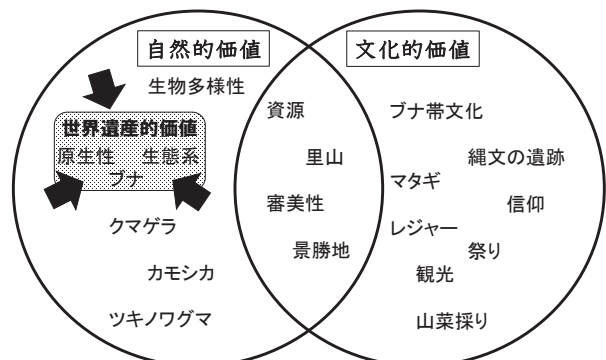


図2 白神山地が持つ本来の価値と世界遺産的価値

表1 白神山地年表

春秋林道問題	1978	12月 青森県境奥地開発林道(広域基幹林道春秋線)開発促進期成同盟会が結成
	1981	4月 林道の路線採択が決定
	1982	5月 秋田自然を守る友の会と秋田県野鳥の会、秋田県に林道中止の要望書を提出 7月 青森県自然保護の会と日本野鳥の会弘前支部、青森県に林道中止の要望書を提出 8月 林道の秋田工区、青森工区着工 8月22日 青森県と秋田県の自然保護団体で初合同会合を実施(弘前市)
	1983	4月 青森県の自然保護団体が「春秋林道に反対する連絡協議会」を結成 日本自然保護協会、「春秋林道の即時中止とブナ原生林の保存を求める意見書」を両県知事および両営林局長に提出 8月 白神山地視察団が現地に入り、両県の県庁と営林局に林道計画の見直しを申し入れ 10月 白神山地本州最北端でのクマゲラの生息が確認される
	1985	6月 日本自然保護協会ブナ原生林保護基金「ブナシンポジウム」の開催(秋田市) 林道ルート変更
	1986	5月 日本自然保護協会、「白神山地のブナ林生態系の保全調査報告書」を環境庁と林野庁に提出、MAB(人間と生物圏)計画の保護区に指定するよう申し入れ
	1987	異議意見書集めがスタート 10月 「赤石川を考える会」住民集会を鰯ヶ沢町各集落にて開催 11月 青森県知事、林道の見直し発言 11月 連絡協議会、異議意見書1万3202通を青森県に提出 12月 青森県議会、林道凍結へ傾く
	1988	9月 工事見送りで両県合意。後、中止の正式決定
世界遺産登録	1990	3月 森林生態系保護地域に設定(林野庁) 7月 日本自然保護協会が「世界遺産条約の早期批准に関する意見書」を国に提出。白神山地を候補としてあげる
	1991	1月 自然保護協会主催で、第1回世界遺産国際セミナーを東京で開催
	1992	6月 日本、世界遺産条約を批准 7月 自然環境保全地域に指定(環境庁) 10月 日本政府が白神山地と屋久島を世界遺産地域候補地として推薦
	1993	3月5日 日本自然保護協会主催で、第2回世界遺産国際セミナーを東京で開催 5月 IUCNの現地調査。調査員はJ.W.トーセル博士、L.F.モロイ博士の2名。研究者:牧田肇、小笠原嵩、齋藤宗勝が同行。ガイドとしてマタギの工藤光治が案内。 8月 世界遺産事務局から勧告。内容は推薦区域の拡大と緩衝地域を含める、法的地位の格上げ、管理のための手段の義務づけの3点。 10月 日本政府の回答は、7000haの追加、鳥獣保護区などの措置を検討、連絡会議を設け2年以内に管理計画を策定。 12月 白神山地と屋久島の世界自然遺産登録が決定。 12月 日本自然保護協会から「日本国内の自然遺産地域の保護と管理に関する提言」が政府に提出される。
	1994	青森営林局、原則入山禁止の看板を立てる。 3月 青森県が「白神山地保全・利用基本計画」を策定。
	1995	11月 白神山地世界遺産地域管理計画の策定。
	1996	入山規制について懇話会で議論される(～1997年3月)
	1997	3月 秋田県が「秋田白神自然ふれあい構想」を策定 4月 白神山地世界遺産センター西目屋館、開館 6月 連絡会議が秋田県側の原則入山禁止、青森県側の指定ルート入山許可制を決定 10月 IUCNが保全状況の現地調査を実施
	1998	西目屋館にて「白神山地世界遺産地域の森林生態系保全のためのモニタリング手法の確立と外縁部の森林利用との調和を図るための森林管理法に関する研究」プロジェクト立ち上げ。(4年間の白神山地モニタリング調査開始) 10月 鶴岡で東北自然保護のつどいとして「世界遺産白神山地のこれからを考えるシンポジウム」開催 10月 白神山地ビジターセンター、開館 10月 白神山地世界遺産センター藤里館、開館
入山規制論争		

管理体制整備	1999	9月 東北自然保護のつどいを藤里町で開催
	2000	10月 第21回東北自然保護のつどいを鰯ヶ沢町で開催、「白神2000プラン」を大会決議
	2001	10月 青森県秋田県が「白神山地憲章」を発表
	2002	5月 「世界遺産白神山地ブナ林モニタリング調査会」結成。自主モニタリングスタート
	2003	7月 青森県側の入山手続きが許可制から届け出制に変更 12月 環境省が国指定鳥獣保護区に指定
	2010	6月 白神山地世界遺産地域科学委員会、設置
	2011	2月 環白神エコツーリズム推進協議会発足
	2012	3月 モニタリング計画策定 6月 第36回ユネスコ世界遺産委員会への定期報告および審査
	2013	10月 白神山地世界遺産地域管理計画改定

世界遺産登録前の白神山地は、1985年のブナシンポジウムで掲げられたブナ原生林とブナ帯文化^{注3}、日本自然保護協会の掲げたブナ等の原生林など、ブナだけではなく、ブナを中心とした自然や文化が捉えられていた。世界遺産推薦の際にも自然美、生態系、絶滅危惧種の3つの基準を推薦し、白神山地の範囲は基本的に約13万ヘクタールとして考えられ、保護の理想としてMAB計画の適用などが掲げられていた。それが、1993年の世界遺産登録からは原生自然を守り、人の侵入はさせないという、原生自然を厳しく守る価値観へと変化した。管理計画は世界遺産登録地域の16,971ヘクタールを対象とし、登録で評価されたブナ原生林や登録基準となった生態系に注目が集まった。これにより、歴史的・文化的価値、そして鳥瞰的な視点からの価値の認識が欠落してしまい、白神山地の価値は原生的自然に狭められ、コミュニティの考えていた白神山地が人間と共生する自然という価値認識と乖離し、ここで価値の不一致が起きた。さらに、狭められた価値からは世界一のブナや日本一のブナ林などの誤解が広がった。

(2) 価値が狭められた理由と価値伝達の欠落

集中し、狭められた価値認識の理由として、まず、青秋林道問題のアクターと、世界遺産登録とその登録後のアクターが異なっていたことが挙げられる。1980年代の青秋林道問題の際には自然保護団体がコミュニティを巻き込み、行政の林道開発を中止に追い込んだ。一方で、世界遺産登録時には地域連絡会議が国と県だけで構成され、自然保護団体の関わりも一部の団体に限られていたことがあり、このときにはコミュニティである住民も市町村も関わる事がなかった。それによって白神山地はコミュニティを巻き込んだ主体的な協働体制を構築できなかった。また、世界遺産条約の制度上の理由として、当時の世界遺産条約が、文化的景観を文化遺産の一部に分類したことで、自然遺産において原生

性を重要視していたことも理由にあげられる。これに世界遺産条約を批准してまだ日の浅い我が国が世界遺産側に寄り添ったこともあるだろう。さらに、1980年代の青秋林道問題に提唱されていた白神山地へのMAB計画の適用は世界遺産登録時の制度設定にいかされず、森林生態系保護地域と自然環境保全地域の設定が、保護は強化したが利活用の側面が忘れられる原因となったと考えられる。このようにコミュニティが白神山地に関して捉えていたはずの価値が欠落してしまい、世界遺産登録された価値に集中することによってコミュニティと白神山地はますます心理的に離れてしまったと考えられる(図2)。コミュニティが遺産を主体的に捉えることができなくなると、白神山地についてのイメージだけが一人歩きして誇張された白神山地のイメージが作り出されたと指摘できる。

5. 結論～世界遺産白神山地20年目の課題

白神山地が価値の不一致を起こしている理由を踏まえ、これからの白神山地の管理体制に必要な視点について議論し、自然遺産の自然的価値の厳格な保護だけではなく、あらゆる価値を次世代に引き継ぐために必要な保護管理について提案する。

(1) 文化的価値の再統合および持続可能な利活用の強化

第一に、白神山地の価値は、元々原生自然と歴史的文化的価値を合わせて考えられてきた。したがって、現在の狭められている価値にブナ帯文化や歴史的な人々のブナ林への関わりという文化的な価値を再び取り入れることが考えられる。ブナ帯文化の見直しはもちろんのこと、自然的価値においても生態系だけではなく、世界遺産の推薦の際に挙げられた自然的美しさや生物多様性などを白神山地の価値として認めること、すなわち文化的価値の再統合が必要になる。第二に、白神山地の特徴である厳格な保護をベースとした管理だけ

ではなく、持続的な利活用の側面を強化し、地域住民が積極的に遺産に関わることができるようにすることが大切だと考えられる。白神山地の多様な価値を取り入れていくためには、その価値を強く認識するコミュニティが主体的に遺産管理に関わることが必要である。

(2) 課題への解決

(i) コミュニティの管理システムへの参画

一つ目の文化的価値の再統合の実現について考える。自然遺産の文化的価値とは、人と自然遺産の関わりや共生のなかから生まれる価値だと考えられる。したがって文化的歴史的価値はそのままコミュニティにとっての価値と重なっている(図2、文化的価値＝コミュニティにとっての価値)。白神山地の場合はブ

ナ帯文化をはじめとする文化的価値がコミュニティにとっての価値にあたる。本来、コミュニティが白神山地に対して思い描く価値には、地域の信仰や、日々を過ごす中にある祭り、里山としての山の恵みの利用などが含まれる。具体的にはコミュニティにとって山菜の採集や林業、レジャーや登山なども白神山地に付随する価値として認識されることが必要となる。したがって、今まで欠落してきた文化的価値の視点を白神山地に再統合するため、コミュニティが白神山地の保護管理に参加することが最も適切だと考えられる。具体的には、地域住民の意見を集約し、それを白神山地の管理に活かす仕組みが必要だと考える。

(ii) トランジションエリアの追加とゾーニング

白神山地はこれまで世界遺産登録地域だけに集中

した管理がなされてきた。その周辺は津軽国定公園と県立自然公園によって保護され、青木(2005)や松下(2005)が指摘したように日本の階層システムとして成立している⁴。しかし、現状ではこのシステムは世界遺産登録地域から連続して周辺を網羅するように成立しているというよりむしろ、それぞれがバラバラに成立していることから、保存と利用を分断していると言わざるをえない。

白神山地がコミュニティと連続するためには、白神山地を有する町村のまちの中心と奥山である白神山地世界遺産登録地域の間を、持続可能な人間活動が許される地域としてつなぐことが可能である。MAB計画におけるトランジションエリアがこれに該当する。自然を厳格に守る世界遺産登録地域、16,971ヘクタールとその周辺から集落まで、白神山地と呼ばれる約13万ヘクタールを

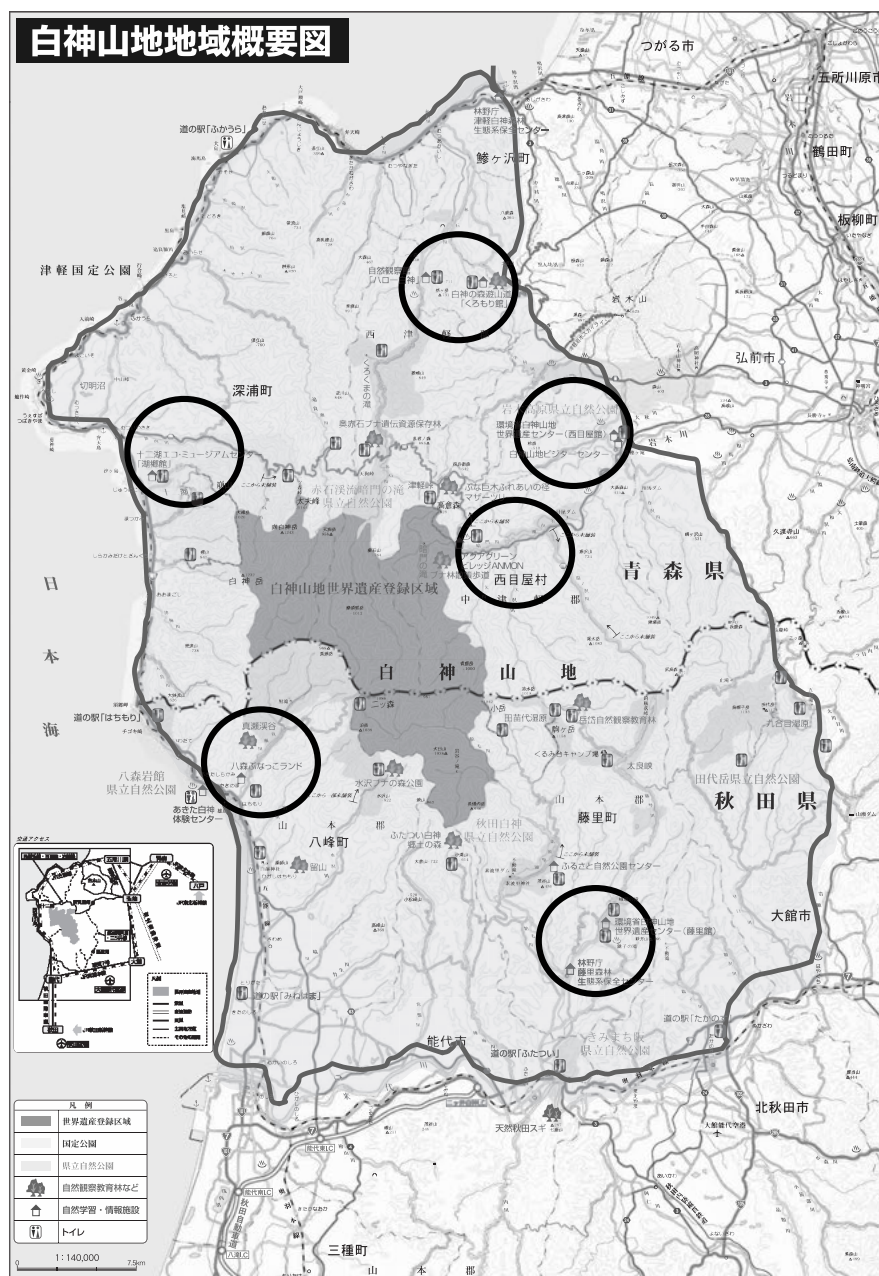


図3 環白神ユネスコエコパーク想定図(網掛けはトランジションエリア、○は学習利用施設)

人間との共生を図りながら利用をおこなうトランジションエリアにゾーニングする(図3 網掛けのゾーニングがトランジションエリア)。それによって、白神山地はコミュニティという文化的価値を再び統合することができる。

二つ目の利活用の強化についても、一つ目と同じトランジションエリアの追加で解決できる。白神山地にはブナ原生林を活用した自然林散策道、トレッキング道、環境教育の学習情報施設など多くが世界遺産登録地域の外に点在している。世界遺産登録地域の周辺のこれらの設備を含んだ地域をトランジションエリアとし、コミュニティの人々がこの地域を普段から利用し、接することで、コミュニティが白神山地を主体的に捉えることにつながる。そのために白神山地の約13万ヘクタールを連続した形でゾーニングして、環白神エリア全体を対象とした管理計画が必要だと考えられる。世界自然遺産とユネスコエコパークが重複して指定されている場所は少なくない。世界遺産登録地域の管理計画は厳格に保全が考えられているので、それをベースとして、環白神エリアの管理計画を大きく広い、多角的視点から設定するべきだと結論づけられる。

二つの実現のポイントとして、コミュニティをはじめとしてたくさんのステークホルダーをとりまとめコーディネートするアクターが必要となる。例えば行政がコーディネートを担う赤谷、NGO・NPOがコーディネーターとなった綾、四万十川財団などの例がある。大切なことは各アクターとのコミュニケーションを密に行い、時間がかかっても住民と行政、関係団体が何らかの一致した見解に到達できているようにすることだろう。白神山地の場合、世界遺産登録の初期に各アクターのコミュニケーションを行わずに制度を作ってしまったことによって発生した論争に時間を費やしてしまった^{注4}。ステークホルダーのコミュニケーション体制の構築とそのコーディネーターの有無はその後の遺産管理の鍵となっている。

(iii) (仮称)環白神ユネスコエコパークの提案

以上のようにブナ帯文化の再統合と持続的な利用の強化の二つの観点から、白神山地がこれから目指すべき保護管理体制として、白神山地がコミュニティを含めた環白神エリア全体をゾーニングし、「(仮称)環白神ユネスコエコパーク」(図3)のようなMAB計画のシステムに再編することを提案する。白神山地は入山規制論争などの意見の隔たりやコミュニティからの認識の不一致があったものの、その厳格な自然保護は高い評価を受けている。また、世界遺産地域

と学習利用施設が離れて立地しており、保護地域と利活用地域のゾーニング分けは整っていると言ってよい。ここでは環白神ユネスコエコパークとして提示したが、白神山地が今までバラバラに成立している保護地域、施設、エリアを空間的に一つの大きなまとまりにゾーニングし直すことが、白神山地の二つの課題の解決となるだろう。そのために環白神地域はエコツアーリズムだけではなくもっと幅広い観点からの協力、協働関係を構築していかなければならない。2012年2月、白神コミュニティ・ファンド協議体を元に白神山地財団が発足した⁵。しかし、市町村を越えた連携は容易ではない。白神山地財団は環白神地域のコーディネーターを目指しているとはいえ、その道のりは遠い。白神山地が自然遺産の多様な価値を保ちながら次世代へと引き継ぎ、持続可能な共生地域となるためには、登録20年を経て新たな課題と向き合わねばならない。

参考文献

- 1) 外務省ホームページ「京都ビジョン」仮訳、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/kyoto_vision.html、2015年1月21日ラストアクセス
- 2) 弘前大学白神自然環境研究所編：「白神山地世界自然遺産登録20周年記念シンポジウム 白神山地を学びなおす記録集」、弘前大学白神自然環境研究所・弘前大学白神研究会、p.9、2014
- 3) 吉田正人：「世界自然遺産と生物多様性保全」、地人書館、pp.188-189、2012
- 4) 青木満：白神山地の登録とその後、農業と経済71(6):54-64、p.64、2005、松下幸司：白神山地のブナ林開発と森林保全、農業と経済71(6):21-29、p.29
- 5) 朝日新聞2013.12.17朝刊27面

注

- 注1) 弘前青年会議所主催「環世界自然遺産サミット2014 白神から世界自然遺産を、世界自然遺産から白神を考える～そして未来へ～」2014年9月28日、弘前市、筆者聴講
- 注2) IUCNのWorld Heritage Outlookによると白神山地は4段階評価のうち、最も良い良好(good)の評価である。
- 注3) ブナ帯文化は全国に分布するブナ林の地域で育まれた文化を指し、市川・斎藤(1984)は近代のブナ帯文化について、採集を基礎とした文化に本土からの和人文、欧米からの文化が融合し新しい文化複合として酪農や穀作経営、高原野菜や花きの栽培、スキー・避暑などのリゾートといった文化が成立しているという(市川健夫・山本正三・斎藤功：「日本のブナ帯文化」、朝倉書店、p.30、1984)。
- 注4) 入山規制論争を指す。